

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

ページ

○宮城県農業大学校規則の一部を改正する規則	(農業振興課)	一
○農業大学の授業料及び入学金の免除等に関する規則の一部を改正する規則	(同)	二
告 示		
○救急医療機関の認定	(医療政策課)	四
○身体障害者福祉法に基づく医師の指定	(障害福祉課)	四
○身体障害者福祉法に基づく指定医師の指定の辞退	(同)	四
○県営土地改良事業の工事の完了	(農村振興課)	五
○県営土地改良事業換地計画の縦覧	(農村整備課)	五
○県営土地改良事業の換地処分	(同)	五
○道路の供用開始	(道路課)	五
公 告		
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定	(障害福祉課)	五
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の辞退	(同)	六
告		
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の中止の公告	(教育庁生涯学習課)	六
企 業 局		
○企業局聴聞及び弁明の機会の付与に関する規程の一部を改正する管理規程		六

規 則

○企業局個人情報保護条例管理規程の一部を改正する管理規程

人事委員会

○第百八回警察官A採用試験の実施

公安委員会

○宮城県警察組織規則の一部を改正する規則

宮城県農業大学校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第十号

宮城県農業大学校規則の一部を改正する規則

宮城県農業大学校規則(昭和五十九年宮城県規則第七号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項ただし書及び第六条第一号中「あつて」を「あつて」に改める。

第八条第一項中「あつて」を「あつて」に改め、同条第三項中「あつた」を「あつた」に改める。

第十一条第一項ただし書中「当たつて」を「当たつて」に改める。

第十三条第四項中「あつて」を「あつて」に改める。

様式第二号中「本人に関する一切の責任を負うことを誓約します」と「諸規則を遵守させ、これに反する在学中の行為について保証人として責任を負い、上記の者が貴校に対して負う一切の債務(極度額 円)の支払いについて連帯して保証します」と「※ 未成年者の場合にあつては、保証人は保護者としてすること。」を「※ 未成年者の場合にあつては、保証人は保護者としてすること。」「※ 未成年者の場合にあつては、保証人は連帯保証人となります。」に改める。

様式第四号から様式第八号までの規定中「あつて」を「あつて」に改める。

附 則

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

(施行期日)

2 改正前の宮城県農業大学校規則の規定による諸様式(様式第二号を除く。)で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の宮城県農業大学校規則の規定によるものとみなす。

(経過措置)

1

2 改正前の宮城県農業大学校規則の規定による諸様式(様式第二号を除く。)で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の宮城県農業大学校規則の規定によるものとみなす。

2 改正前の宮城県農業大学校規則の規定による諸様式(様式第二号を除く。)で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の宮城県農業大学校規則の規定によるものとみなす。

農業大学の授業料及び入学金の免除等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和五年三月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第十一号

農業大学の授業料及び入学金の免除等に関する規則の一部を改正する規則

農業大学の授業料及び入学金の免除等に関する規則（平成十八年宮城県規則第五十号）の一部を次のように改正する。

様式第一号から様式第三号まで及び様式第五号を次のように改める。

様式第一号（第4条関係）

授業料徴収期限変更申請書

年 月 日

宮城県農業大学校長 殿

申請者 氏名
保証人 住所
氏名 氏名

次のとおり授業料の徴収期限の変更をしたいので、申請します。

期別	変更後の徴収期限	摘要
第1期	年 月 日	
第2期	年 月 日	
第3期	年 月 日	
第4期	年 月 日	

変更を必要とする理由

※ 保証人は、宮城県農業大学校規則（昭和59年宮城県規則第7号）第8条第1項の保証人とする。

様式第2号 (第4条関係)

授業料分割納入申請書

宮城県農業大学校長 殿

年 月 日

申請者 氏名
保証人 住所
氏名

次のとおり授業料を分割納入したいので、申請します。

第1期分		第2期分		第3期分		第4期分	
納期	金額	納期	金額	納期	金額	納期	金額
月 日	円	月 日	円	月 日	円	月 日	円
月 日	円	月 日	円	月 日	円	月 日	円
月 日	円	月 日	円	月 日	円	月 日	円

分割を必要とする理由

※ 保証人は、宮城県農業大学校規則（昭和59年宮城県規則第7号）第8条第1項の保証人とする。

様式第3号 (第4条関係)

授業料免除申請書

宮城県農業大学校長 殿

年 月 日

申請者 氏名
保証人 住所
氏名

次のとおり授業料の免除を受けたいので、申請します。

免除を受けようとする金額	円
免除を受けようとする期間	年 月から 年 月まで
免除事由発生年月日	年 月 日

免除申請の事由

※ 保証人は、宮城県農業大学校規則（昭和59年宮城県規則第7号）第8条第1項の保証人とする。

様式第5号 (第5条関係)

授業料免除等事由消滅届

宮城県農業大学校長 殿

年 月 日

申請者 氏名
保証人 住所
氏名

年 月 日付け 第 号で決定された授業料徴収期限の変更若しくは分割徴収又は
授業料の免除について、年 月 日その事由が消滅したので届け出ます。

授業料の徴収期限の変更若しくは分割徴収又は授業料の免除の事由が消滅した理由

※ 保証人は、宮城県農業大学校規則（昭和59年宮城県規則第7号）第8条第1項の保証人と
すること。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)

2 改正前の農業大学の授業料及び入学金の免除等に関する規則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の農業大学の授業料及び入学金の免除等に関する規則の規定によるものとみなす。

告 示

○宮城県告示第百八号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院と認定した。

令和五年三月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	認定年月日	認定の有効期限
栗原市立若柳病院	栗原市若柳字川北原畑二十 三番地四	令和五年三月一日	令和八年二月二十八 日

○宮城県告示第百九号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により、身体障害者手帳の交付のために診断を行う医師として、令和五年一月十九日次の者を指定した。

令和五年三月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	診療科目	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地
菅原 聡 <small>すがわら さとし</small>	内科・外科	医療法人啓仁会 石巻ロイヤル病院	石巻市広測字焼巻二番地
小野 紘貴 <small>おの ひろかみ</small>	呼吸器科	古川星陵病院	大崎市古川南町三丁目一番三 五号

○宮城県告示第百十号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により指定した次の

医師から、指定の辞退があった。

令和五年三月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	診療科目	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地
加藤慎之介 <small>かとうしんのすけ</small>	人工透析内科	一般社団法人DWC りんくう透析クリニック	名取市本郷字焼野百三十六番地

○宮城県告示第百一十一号

県営土地改良事業に伴う工事を次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百一十三条の三第三項の規定により公告する。

令和五年三月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

地区名	事業の名称	工事完了年月日
大川	区画整理事業（農山漁村地域復興基盤総合整備事業（農地整備事業））	令和四年八月二十二日

○宮城県告示第百一十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により県営土地改良事業南三陸地区西戸川工区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この換地計画について不服があるときは、同法第八十九条の二第四項で準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができ、また、この換地計画については、上記の審査請求のほか、この換地計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、宮城県を被告として、仙台地方裁判所に換地計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和五年三月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 縦覧に供する書類の名称
換地計画書の写し
- 二 縦覧期間

令和五年三月六日から令和五年四月四日まで

三 縦覧場所

南三陸町役場

○宮城県告示第百一十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営土地改良事業の換地処分を次のとおり行った。

令和五年三月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 処分を行った地区の名称
岩沼西部地区

令和五年二月二十日

○宮城県告示第百一十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和五年三月三日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所登米地域事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年三月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	河南米山線	登米市米山町字桜岡新土手下一番四地先から 同市米山町字桜岡鈴根三五番一地先まで	令和五年 三月十三日

公 告

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療のうち育成医療及び更生医療を行う医療機関として次のとおり指定したので、同法第六十九条の規定により公告する。

令和五年三月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名称	所在地	指定年月日

あるふぁ薬局仙南病院前
角田市角田字牛館二十
令和五年二月一日

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定により、次のとおり育成医療及び更生医療を行う医療機関として指定した指定自立支援医療機関の指定の辞退があったので、同法第六十九条の規定により公告する。
令和五年三月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	担当する医療の種類	所 在 地	辞 退 年 月 日
アイン薬局栗駒店	調剤	栗原市栗駒岩ヶ崎六日町九十一-二	令和四年十二月三十一日

○令和五年一月三十一日付けで公告した次の政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る一般競争入札を中止する。
令和五年三月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 入札を中止する事項
- 1 調達案件の名称及び数量 宮城県図書館電力需給 年間約百九十九万キロワット時
- 2 履行期間 令和五年四月一日から令和八年三月三十一日まで
- 3 履行場所 宮城県仙台市泉区紫山一丁目一番地一 宮城県図書館
- 二 入札を中止する理由
入札に参加しようとする者がいないことが明らかと認められるため。
- 三 その他
この入札中止の公告の内容についての問い合わせ先は、次のとおりとする。
〒九八〇-1842 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号
宮城県教育庁生涯学習課管理調整班（担当 五十嵐 電話〇二二-二二-一三六五二）

企 業 局

○宮城県企業局管理規程第二号

企業局聴聞及び弁明の機会の付与に関する規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。
令和五年三月三日

宮城県公営企業管理者 佐 藤 達 也

企業局聴聞及び弁明の機会の付与に関する規程の一部を改正する管理規程
企業局聴聞及び弁明の機会の付与に関する規程（平成六年宮城県企業局管理規程第五号）の一部を次のように改正する。
第九条第四項中「文書等非開示決定通知書」を「文書等不開示決定通知書」に改める。

第九号第七号中「~~文書等非開示決定通知書~~」を「~~文書等不開示決定通知書~~」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この管理規程は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の企業局聴聞及び弁明の機会の付与に関する規程の規定による様式第七号については、当分の間、改正後の企業局聴聞及び弁明の機会の付与に関する規程の規定によるものとみなす。

○宮城県企業局管理規程第三号

企業局個人情報保護条例管理規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

令和五年三月三日

宮城県公営企業管理者 佐 藤 達 也

企業局個人情報保護条例管理規程の一部を改正する管理規程
企業局個人情報保護条例管理規程（平成十一年宮城県企業局管理規程第八号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。
企業局個人情報保護法施行条例管理規程

附 則

本則中「個人情報保護条例（平成八年宮城県条例第二十七号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）」、「個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号）」及び「個人情報の保護に関する法律施行条例（令和四年宮城県条例第七十二号）」に改める。

附 則

この管理規程は、令和五年四月一日から施行する。

人 事 委 員 会

○第百八回警察官A採用試験を別冊のとおり実施する。

令和五年三月三日

宮城県入事委員会

委員長 西 條 力

公安委員会

○宮城県公安委員会規則第1号

宮城県警察組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年3月3日

宮城県公安委員会委員長 山口 哲男

宮城県警察組織規則の一部を改正する規則

宮城県警察組織規則（昭和37年宮城県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

改正前

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)～(7) (略)

(8) 部長等 第17条第1項の規定により置く各部長、首席監察官、組織犯罪対策局長、サイバーセキュリティ統括官、参事官及び運転免許センター長をいう。

(9)～(11) (略)

(課等の設置)

第3条 警察本部の次表左欄に掲げる部に当該右欄に掲げる課等を置く。

部	課	等
	(略)	
	(略)	
交通 部	運転教育課	(略)
	(略)	

2・3 (略)

改正後

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)～(7) (略)

(8) 部長等 第17条第1項の規定により置く各部長、首席監察官、組織犯罪対策局長、サイバーセキュリティ統括官及び参事官をいう。

(9)～(11) (略)

(課等の設置)

第3条 警察本部の次表左欄に掲げる部に当該右欄に掲げる課等を置く。

部	課	等
	(略)	
	(略)	
交通 部		(略)
	(略)	

2・3 (略)

4 警察本部の次表左欄に掲げる課等に、当該右欄に掲げる組織を置く。

課	等	組	織
		(略)	
運転免許課		宮城県警察石巻運転免許センター	(略)
		(略)	

5・6 (略)

第3条の2・第4条 (略)

(総務部の課等の所掌事務)

第5条 総務部の課等の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

総務課～装備施設課 (略)

広報相談課

(1) 広報及び広聴に関すること。

(2)～(4) (略)

情報管理課・留置管理課 (略)

第5条の2～第7条 (略)

(交通部の課等の所掌事務)

第8条 交通部の課等の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

交通企画課～交通指導課 (略)

運転免許課

(1)～(3) (略)

(4) 自動車教習所に関すること。

(5) 自動車等の運転者に係る第2号及び運転教育課の項に掲げる事務に必要な資料の収集、利用等に関すること。

4 警察本部の次表左欄に掲げる課等に、当該右欄に掲げる組織を置く。

課	等	組	織
		(略)	
		宮城県警察高齡運転者等支援室	
運転免許課		宮城県警察石巻運転免許センター	(略)
		(略)	

5・6 (略)

第3条の2・第4条 (略)

(総務部の課等の所掌事務)

第5条 総務部の課等の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

総務課～装備施設課 (略)

広報相談課

(1) 広報 _____ に関すること。

(2)～(4) (略)

情報管理課・留置管理課 (略)

第5条の2～第7条 (略)

(交通部の課等の所掌事務)

第8条 交通部の課等の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

交通企画課～交通指導課 (略)

運転免許課

(1)～(3) (略)

(4) 運転免許に係る講習に関すること。

(5) 自動車教習所に関すること。

(6) 自動車等の運転者に係る第2号に掲げる事務に必要な資料の収集、利用等に関すること。

(7) 運転免許の取消し、停止等に関すること。

石巻運転免許センター、古川運転免許センター及び仙南運転免許センターの運営に関すること。

石巻運転免許センター、古川運転免許センター及び仙南運転免許センターの運営に関すること。

運転教育課

- (1) 運転適性相談事務に関すること。
- (2) 運転免許に係る講習に関すること。
- (3) 運転免許の取消し、停止等に関すること。

交通機動隊・高速道路交通警察隊 (略)

(警備部の課等の所掌事務)

第9条 警備部の課等の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

公安課

(1)～(8) (略)

(9) 拉声器の使用による暴騒音の規制に関する条例(平成3年宮城県条例第35号)の施行に関すること。

(10) (略)

警備課

(1) 法第5条第4項第4号に規定する事態及び法第71条第1項に規定する緊急事態に対処するための計画及びその実施に関すること。

(2)～(12) (略)

外事課・機動隊 (略)

第10条～第16条 (略)

(警察本部の職及び職務)

第17条 警察本部の組織に置く警察官の職、その職務及びその職に充てる警察官の階級は、次表のとおりとする。ただし、本部長が必要がないと認める職については、これを置かないことができる。

組 織	職	職 務	階級
(略)			
交通部	運転免許センター長	本部長の命を受け、運転免許に関する重要特定事項について本部長を補佐するほか、別に本部長が定める事	

交通機動隊・高速道路交通警察隊 (略)

(警備部の課等の所掌事務)

第9条 警備部の課等の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

公安課

(1)～(8) (略)

(9) 拉声機の使用による暴騒音の規制に関する条例(平成3年宮城県条例第35号)の施行に関すること。

(10) (略)

警備課

(1) 法第5条第4項第4号に規定する事態及び法第71条第1項に規定する緊急事態に対処するための計画及びその実施に関すること。

(2)～(12) (略)

外事課・機動隊 (略)

第10条～第16条 (略)

(警察本部の職及び職務)

第17条 警察本部の組織に置く警察官の職、その職務及びその職に充てる警察官の階級は、次表のとおりとする。ただし、本部長が必要がないと認める職については、これを置かないことができる。

組 織	職	職 務	階級
(略)			

項についての企画及び調査に参画し、関係業務を総括整理する。

(略)

県民安全対策課長の命を受け、人身安全関連事務(行政措置に係るものを除く。)を掌理し、県民安全対策課長を補佐する。

人身安全対策官

県民安全対策課

県民安全対策課長の命を受け、人身安全関連事務(捜査及び行政措置に係るものに限り)を掌理し、県民安全対策課長を補佐する。

人身安全聴聞官

県民安全対策課長の命を受け、運転免許の取

(略)

運転免許の取

項についての企画及び調査に参画し、関係業務を総括整理する。

(略)

県民安全対策課長の命を受け、人身安全関連事務(行政措置に係るものを除く。)を掌理し、県民安全対策課長を補佐する。

人身安全対策官

県民安全対策課

県民安全対策課長の命を受け、人身安全関連事務(捜査及び行政措置に係るものに限り)を掌理し、県民安全対策課長を補佐する。

人身安全聴聞官

県民安全対策課長の命を受け、運転免許の取

(略)

運転免許の取

警視

警視

(略)	(略)
8・9 (略)	8・9 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第17条第6項の改正規定（教養課・学校の項を加える部分に限る。）は、令和5年3月24日から施行する。